

ハイライト:

- ・ファイナンスリース取引の消費税仕入税額控除の時期に変更あり！
- ・裁判員制度の導入による会社側の対応について解説します！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
所有権移転外ファイ ナンスリース取引 の消費税について	1
裁判員制度の 開始の前に	2

早いものでもう12月。今年もあとわずかとなり、年末の気ぜわしさを感じる時期となりました。

今号は国税庁の質疑応答事例に新規に掲載された所有権移転外ファイナンスリース取引の消費税の取扱い及び、いよいよ来年から開始する裁判員制度に関して取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦
中村友理香



所有権移転外ファイナンスリース取引の消費税について

所有権移転外ファイナンスリース取引の消費税の控除時期について、従前ご説明した方法とは違う処理でも認められることとなりました。

従前の説明:リース契約総額240万円(税抜)、5年契約の場合

契約初年度に消費税額12万円(240万円×5%)を一括して仕入税額控除処理をしないと、その後の事業年度においては仕入税額控除することができませんでした。

今回国税庁から公表された説明:リース取引を賃貸借処理している場合には、消費税を支払の都度認識・計上し、支払った事業年度で仕入税額控除することができます。

240万円÷5年=48万円/年

→毎事業年度48万円×5%=2.4万円の仕入税額控除ができます。

以下 Q&A方式で解説いたします。

～☆～

Q: 所有権移転外ファイナンスリース取引について、借入人がリース料として費用処理している場合には、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理は認められますか？

A: 借入人が支払時にリース料として費用処理している場合、このリース料における消費税を支払うべき日の属する課税期間で申告しているときは、このままの処理でかまわないこととされています。(例えば、5年契約の場合、初年にまとめて12万円の仕入税額控除をとるのではなく、毎年2.4万円×5年間で仕入税額控除をとることが可能ということになります)

Q: 大規模な機械装置であるA資産と少額なB資産を移転外ファイナンスリース取引により賃借しています。A資産については売買処理を行い、消費税についてもその引き渡しを受けた事業年度で一括控除をしていますが、B資産については賃貸借処理(費用処理)を行い、消費税の仕入税額控除も支払時に都度行っています。このように、会計処理の違いに応じて、消費税の仕入税額控除を行う時期が異なってもかまわないのでしょうか？

A: 移転外リース取引に関する仕入税額控除は一括控除が原則ですが、賃貸借処理を経理上行った資産についての消費税は、経理実務の簡便性の観点より分割控除を認めています。したがって資産によって、経理処理に応じ、消費税の仕入税額控除の時期が異なってもかまいません。

Q: 賃貸借処理をしているリース期間が3年の場合(リース料総額945,000円《内消費税45,000円》)、リース期間の初年度にその年度に支払ったリース料に対応する仕入税額控除を行い(15,000円)、2年度目にリース料総額に対する消費税から初年度で控除した消費税を差し引いた残額について仕入税額控除を行うことはできますか(45,000円-15,000円=30,000円)？

A: できません。リース資産の引渡しを受けた事業年度で一括控除(45,000円)を行うのが原則のところ、経理処理が賃貸借処理である場合に限り簡便的に分割控除を認めているものであり、年度によって一括控除と分割控除を選択適用することまで認めている訳ではありません。

Q: 賃貸借処理をしている移転外リース取引について、次に掲げるような事例の2年度目以降の課税期間については、その課税期間に支払うべきリース料について仕入税額控除を行うことができますか？

- ①リース期間の初年度において簡易課税を適用し、2年目以降は本則課税に移行した場合
- ②リース期間の初年度は免税事業者であったが、2年目以降は課税事業者となった場合

A: いずれも仕入税額控除を行うことができます。賃貸借処理を行っている場合に仕入税額控除は分割で行ってかまわないとの適用にそっていますので、行うことができます。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



裁判員制度の開始の前に

いよいよ平成21年5月21日より裁判員制度が始まります。年度内に調査票とともに候補者名簿に記載された該当者に通知が送られることになっています。早速国税庁のQ&Aでは、裁判員等に支給される旅費、日当等については雑所得として申告する必要がある旨掲載されています。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/shotoku/081101/another.htm>

会社側の対応としては、従業員が裁判員として出頭する場合、休暇について有給とするか無給とするか等の取扱いを定めておく必要があります。有給休暇制度を設けるに当たっては、①就業規則上特別の有給休暇制度に関する規定を新設する方法、②公民権行使に関する既存の規定を改正して、列挙している例示の中に「裁判員」を追加する方法、③既存の規定の解釈として含有されているものとして取扱う方法等が考えられます。有給休暇制度とした場合には、給与と日当と両方を受け取るようになりますが、日当は裁判員としての職務報酬の対価ではなく、裁判員候補者又は裁判員としての職務を行うに当たっての諸雑費の一部を補償するもののため、両方ともに受け取ることに問題はありません。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp